

終活周知広報業務委託公募型提案審査随意契約(プロポーザル)募集要項

本要項は、終活周知広報業務の受託候補者を特定するために必要となる事項について定めるものである。

※本公募は、令和7年第3回定例会における令和7年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続を行うものである。このため、補正予算が成立した場合は、本公募により特定した提案事業者と契約を締結することとするが、補正予算が成立しなかった場合には、本公募は無効となるため、十分に留意のうえ応募すること。

1. 業務概要

(1) 業務名

終活周知広報業務

(2) 業務の背景・目的

近年、少子高齢化に伴う人口減少や身寄りのない高齢世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、自身の生き方を見つめ直し、人生のエンディングをどのように迎えたいか、そのために今のうちに行えること、やるべきことを整理する活動、いわゆる終活への取り組みに社会的な関心が高まっている。

このような背景を踏まえて、本市では、終活支援に関する施策を総合的に推進していくため、令和7年6月24日付で「今を大切に生きる終活支援条例」が制定・施行された。

本業務は、エンディングノートの作成や、終活関連イベントの企画・運営などの広報活動を通じて、市民に「終活」そのものを広く周知するとともに、終活に関連する情報等を発信することにより、市民の終活の取り組みを支援することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「終活周知広報業務委託仕様書案」のとおり。

(4) 事業(委託)期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額

4,400,000円(消費税及び地方消費税込み)

(6) 特定事業者数

1者

2. 参加資格要件

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人以外の団体等とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項の規定

による指名の停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (6) 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

3. 提案にあたっての質問受付及び回答

(1) 受付期限

令和 7 年 9 月 8 日（月）17 時【必着】

(2) 質問書の提出先

本要項 9 に記載の担当者宛てに質問書（様式第 1 号）を電子メールにて提出すること。

※電子メールは件名に「【質問】終活周知広報業務委託に関する質問」と記載すること。

(3) 質問への回答

令和 7 年 9 月 12 日（金）までに全ての質問の回答を仙台市ホームページに掲載する。なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間外での質問に対しては、回答しない。

(4) 説明会

説明会は実施しない。

4. 参加表明書及び企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和 7 年 9 月 22 日（月）17 時【必着】

(2) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録の残る郵送方法に限る。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

(3) 提出書類

① 参加表明書（様式第 2 号）：1 部

② 会社概要書（様式第 3 号）：1 部

③ 誓約書（様式第 4 号）：1 部

④ 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）の写し：1 部

※法人格を有しない場合は運営規約等の写し

⑤ 直近の決算書またはこれに類する書類：1 部

⑥ 市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあつては都税）を滞納していないことの証明書又はその写し：1 部

⑦ 消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納税のない証明書）又はその写し：1 部

⑧ 企画提案書（様式第 6 号）及び添付資料（任意様式）…様式第 6 号：1 部、添付資料：6 部

⑨ 経費見積書（任意様式）：1 部 ※業務内容項目ごとに内訳を記載すること。

(4) 提出先 本要項 9 に記載の担当者宛て

(5) 企画提案書等を作成及び提出する上での留意点

- ① 企画提案書（様式第6号）を表紙とし、表紙にのみ法人名を記載し、企画提案書の添付資料には提案事業者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
 - ② 企画提案書及び添付資料は、仕様書及び別紙「終活周知広報業務委託 評価基準」を踏まえ、記載すること。
 - ③ 別紙「終活周知広報業務委託 評価基準」の類似業務の実績について、他で同様の実績がある場合、見本品を6部提出すること。なお、この際見本品に記載された事業者の名前・名称等は判別できないよう修正テープで塗りつぶす等の処理を行うこと。
 - ④ 企画提案書等の作成に係る費用は提案事業者の負担とする。
 - ⑤ 提出した企画提案書等の修正及び差替えは、提出期限到来前においてのみ可能とする。
 - ⑥ 提出された企画提案書等は返却しない。
 - ⑦ 提案事業者が提出する書類は、仙台市情報公開条例上非公開の取り扱いになるものを除き、情報公開の対象となる。
 - ⑧ 企画提案書等は、提案事業者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
 - ⑨ 企画提案書等の提出後に本業務に係る企画提案を辞退する場合に所定の様式「辞退届（様式第5号）」を提出すること。
- (6) 企画提案が無効となる場合
- 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
- ① 応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を特定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
 - ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
 - ③ 上記1（5）に示す上限金額を超える提案
 - ④ その他企画提案に関する条件に違反した提案

6. 企画提案書等の審査方法及び評価基準等

審査は本市が設置する終活周知広報業務受託候補者特定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。審査では、別紙「終活周知広報業務委託 評価基準表」に基づき評価を行い、各審査委員の評価による合計得点が最も高い提案事業者を本業務の受託候補者として特定する。

なお、業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、審査委員各々の得点が40点以上とし、これに満たない提案事業者は受託候補者として特定しない。また、合計得点が同点の場合は、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。

(1) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。

(2) プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次により、提案内容等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ① 実施日 令和7年9月29日（月）
- ② 実施場所 仙台市役所本庁舎5階第1会議室
- ③ 実施時間 1者あたり プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内とする。
- ④ 出席者 2名以下の出席とする。
- ⑤ その他 ・集合、開始時刻等の詳細は別途電子メールにより通知する。

- ・ プレゼンテーションで使用できる書類は、事前に提出した企画提案書及び添付資料、見本品のみとする。
- ・ 資料の変更、追加は認めない。
- ・ パソコン等機材を使用しての説明はできない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 提案事業者がプレゼンテーション及びヒアリングの集合時間に15分以上遅刻した場合。ただし、提案事業者が災害その他やむを得ない理由により集合時間までに集合できなかったときはこの限りではない。
- ② 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合。

(4) 審査結果

- ① 全ての提案事業者に審査結果を電子メールまたは郵送により通知する。また、受託候補者の特定後、受託候補者を本市ホームページで公表する。
- ② 特定されなかった者は、通知した翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に、非特定理由についての説明を求めることができる。
- ③ 非特定理由についての説明を求められた時は、その翌日から起算して10日以内（閉庁日を除く。）に、書面により回答する。

7. 契約

(1) 予算規模

1 (5) に記載の額を上限とし、提案内容を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲とする。

(2) 委託費の支払い

完了払いとする。

(3) その他

- ・ 受託候補者を特定後、受託候補者と業務委託内容等について協議のうえ、業務委託契約を締結する予定とする。なお、その受託候補者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- ・ 業務委託契約の締結に当たっては、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・ 協議が整った後に、受託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・ 受託候補者及び仙台市以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。
- ・ 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受託候補者の費用により対応すること。

8. スケジュール

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| (1) 募集開始 (公告) | 令和7年9月 1日 (月) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和7年9月 8日 (月) 17時必着 |
| (3) 質問への回答 | 令和7年9月 12日 (金) まで |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年9月 22日 (月) 17時必着 |
| (5) 企画提案審査 (プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和7年9月 29日 (月) |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年 10月 3日 (金) |
| (7) 契約締結 | 令和7年 10月中旬 |

9. 担当者

仙台市健康福祉局保険高齢部高齢企画課分室 事業推進担当 横山
住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 市役所本庁舎6階
電話：022-214-8515 (直通)
メールアドレス：fuk005130@city.sendai.jp